

貴自治体名 名古屋市懇談日時 11月 8日(木) 午前・午後 2時 分～ 4時 分懇談会場 名古屋市役所東庁舎5階 大会議室 ※会場が確定している場合はご記入ください。

## 2018年自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート

## 【1】1. 介護保険・高齢者福祉

(1)～(11)(15)(17)(20) 担当課(健康福祉局介護保険課) 電話(052-972-2591)FAX(052-972-4147)

(12)(13) 担当課(健康福祉局高齢福祉課) 電話(052-972-2542)FAX(052-955-3367)

(12)(14)～(16)(18)(19) 担当課(健康福祉局地域ケア推進課) 電話(052-972-2547)FAX(052-955-3367)

(12) 担当課(環境局作業課) 電話(052-972-2394)FAX(052-972-4133)

(13) 担当課(健康福祉局障害企画課) 電話(052-972-2585)FAX(052-951-3999)

(13) 担当課(交通局経営企画課) 電話(052-972-3812)FAX(052-972-3938)

(13) 担当課(交通局自動車部管理課) 電話(052-972-3864)FAX(052-972-3932)

(1)保険料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。

 ない ある → 実施年月( 年 月) 2017年度実績( )件( )円

(2)保険料の市町村独自の減免について(2018年4月1日現在)

1)減免対象の規定(所得段階区分等)の内容( )

2)保険料の全額免除はありますか。  ない  ある3)資産保有による制限はありますか。  ない  ある4)保険料減免分に対する一般財源からの繰り入れはありますか。  ない  ある5)申請は必要ですか。  必要  不要

(3)保険料滞納の状況と処分件数について(2017年度実績)

1)保険料滞納者数 ( 12,205)件

2)「償還払い」処分件数 ( 27)件

3)「保険給付の一時差し止め」処分件数 ( 0)件

4)「3割負担」処分件数 ( 150)件

5)「財産差し押さえ」処分件数 ( 322)件

(4)利用料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。

 ない ある → 実施年月( 年 月) 2017年度実績( )件( )円

(5)利用料減免の内容を以下についてご記入ください。(2018年4月1日現在)

1)減免対象の規定(所得段階区分等)の内容 ( )

2)訪問介護利用料の助成割合 ( )

3)居宅サービス利用料の助成割合 ( )

4)施設サービス利用料の助成割合 ( )

5)利用料減免分に対する一般財源からの繰り入れはありますか。  ない  ある

※2018年4月以降に改正された場合は、改正された条例・要項を添付してください。

(6)特別養護老人ホームの待機者について ※人数は名寄せしてご記入ください。

1)特別養護老人ホームの待機者(要介護3以上)は、何人ですか。(2,809)人(2018年4月1日現在)

2)要介護1、2の入所者数、待機状態にある人を把握していますか。(2018年4月1日現在)

 把握している → 入所者数( 104)人 待機者数( 587)人 把握していない

(7)介護給付費準備基金について

2016年度末の残高( 2,907,787)千円 2017年度末の残高( 1,160,018)千円 ※見込額

(8)介護保険における通院時の院内介助について (○)認めている ( )認めていない

(9)住宅改修の受領委任払い制度を実施していますか。

(○)実施している → 実施年月日(平成 18 年 1 月 1 日) 2017年度実績( 6,604)件

( )検討中である ( )実施の予定がない

(10)福祉用具の受領委任払い制度を実施していますか。

(○)実施している → 実施年月日(平成 28 年 1 月 1 日) 2017年度実績( 8,491)件

( )検討中である ( )実施の予定がない

(11)高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施していますか。

( )実施している → 実施年月日( 年 月 日) 2017年度実績( )件

( )検討中である (○)実施の予定がない

(12)高齢世帯などへのゴミ出し、安否確認、日常生活支援、買い物支援の実施状況をご記入ください。

支援内容	実施	事業の主体
ゴミ出し援助	④・無	(○)自治体 ( )新総合事業 ( )その他事業
		担い手 本市職員
安否確認・見守り	④・無	(○)自治体 (○)新総合事業 ( )その他事業
		担い手 嘱託職員(高齢者福祉相談員) 指定事業者(介護保険生活援助型・自立支援型配食サービス) 委託事業者(いきいき支援センターに見守り支援員を配置、緊急通報事業(あんしん電話)) 登録事業者(見守りの協力事業者登録制度)
日常生活支援	④・無	(○)自治体 (○)新総合事業 ( )その他事業
		担い手 委託事業者(生活援助軽サービス事業) 指定事業者(生活支援型訪問サービス)及び地域住民(住民同士による支えあい事業の実施)
買い物支援	④・無	( )自治体 (○)新総合事業 ( )その他事業
		担い手 指定事業者(生活支援型訪問サービス)及び地域住民(住民同士による支えあい事業の実施)

※事業の主体が複数ある場合、代表的な事業をご記入の上、その他事業がわかる資料を添付ください。

(13) 高齢者や障害者への外出支援施策について、該当項目に○印を付し必要事項をご記入ください。

地域巡回バス	実施の有無	(○)実施している ( )していない ( )検討中である			
	地域巡回バスの名称	地域巡回バス			
	利用料	<p>高齢者(注1 歳以上)( )円、障害者(注2 )円          一般( 210)円、子ども( 歳～ 歳)(注3 )円</p> <p>注1 高齢者:4月1日時点で60歳以上の場合、市バス全線・3か月10,000円の「特得60バス定期」を購入できる。 (参考:通勤定期3か月25,650円)</p> <p>注2 障害者:身体障害者等の福祉関係割引制度適用者は、大人100円、小児50円。ただし、名古屋市の福祉特別乗車券を有するものは無料。</p> <p>注3 子ども:小児(6歳以上12歳未満(小学生))は100円、幼児(1歳以上6歳未満(小学校入学前))は保護者1人につき4人まで無料、幼児のみの場合は小児料金。乳児(1歳未満)は無料。</p>			
	その他特記事項	<p>敬老パスを交付(平成29年度末交付数334,321件)          障害者福祉特別乗車券を交付(平成29年度末交付数70,964枚)</p>			
	2017年度の運行実績	22系統×往復各9運行(計18運行)×365日=72,270運行/年			
タクシー代助成	実施の有無	(○)実施している ( )していない ( )検討中である			
	各対象者の要件及び助成内容				
	対象者	助成要件		2017年度の助成実績	
	高齢者	助成なし		( )人	
	障害者	区分	交付対象者	助成内容	( 17,777)人
		福祉タクシー利用券	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳1・2級</li> <li>・愛護手帳1・2度</li> <li>・身体障害者手帳3級かつ愛護手帳3度</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳1級</li> </ul>	<p>一乗車740円を上限として実際にかかった金額</p> <p>※月8枚・年96枚を上限に交付</p> <p>※人工透析で週3回以上の通院の場合は、月10枚・年120枚</p>	
	リフト付タクシー利用券	<p>身体障害者手帳1・2級所持者のうち、外出時に車いす・ストレッチャーを使用する方</p>	<p>一乗車2,200円を上限として実際にかかった金額</p> <p>※月8枚・年96枚を上限に交付</p> <p>※人工透析で週3回以上の通院の場合は、月10枚・年120枚</p>		
※障害者福祉特別乗車券との選択制					
要介護認定者	助成なし		( )人		
高齢者運転免許自主返納者への外出支援の施策	(○)実施している ( )していない ( )検討中である				
	<p>内容</p> <p>運転免許自主返納者に限らず外出支援の施策として敬老パスを交付</p>				

(14) サロン・認知症カフェなど高齢者のたまり場事業の担い手とその内容についてご記入ください。

事業の名称	担い手	事業内容	補助金の有無と金額
高齢者サロンの整備等生活支援推進事業	委託事業者	孤立しがちな高齢者等が気軽に集えるサロン(集いの場)の整備	有 ①開設助成 50,000 円上限 ②運営助成 規模・回数に応じ 2,000～20,000 円/月
なごや認知症カフェ開設助成事業	委託事業者	相互交流・情報交換、家族の介護負担の軽減、認知症状の悪化予防又は地域での認知症啓発のため本人・家族含め誰もが気軽に通える「認知症カフェ」を整備	有 開設助成 50,000 円上限
なごや認知症カフェ運営助成事業	委託事業者		有 回数に応じ 2,000～4,000 円/月

(15) 施設サービス基盤整備(第6期の実績と第7期計画)

	第6期			第7期計画数		
	計画目標数 (2017年度・定員数)	整備実績 (2017年度・定員数)	差	2018年度 ・定員数	2019年度 ・定員数	2020年度 ・定員数
特別養護老人ホーム	970	987	17	200	200	100
介護老人保健施設	0	0	0	0	29	80
認知症グループホーム	320	297	△23	0	45	45
特定施設入居者生活介護事業所	0	0	0	100	100	80

(16) 総合事業における通所サービスで、利用期間制限のあるものはありますか。

(○)ある ( )ない その他( )  
ある場合、

①そのサービスの名称(ミニデイ型通所サービス、運動型通所サービス)

②制限期間の数字を入れてください。

・( 6)ヵ月で終了

・( )週間後、クール期間( )週間を経て継続( )週間で終了

(17) 保険者機能強化推進交付金は、インセンティブをつけて自治体間を競わせる考え方です。どのように評価されていますか。

( )賛成

( )反対

(○)その他 → (今年度導入されたばかりであり、何とも言えない。)

(18) 地域ケア会議を始めていますか

(○) はい → 構成メンバーをご記入ください

【医師、歯科医師、薬剤師、看護師、介護支援専門員、介護事業者、リハビリテーション専門職、民生委員・児童委員、老人クラブ、NPO法人、ボランティア、消防職員等が必要に応じて参加。事務局は区役所、保健センター、いきいき支援センター】

( ) いいえ

(19) 地域包括ケアシステムは、確立していますか。

( ) 確立している (○) 準備中 → ( 2025)年をめどに

(20) 介護認定者の障害者控除の認定について

1) 認定書の発行枚数(2017年度実績)は ( 1,349) 枚

2) 介護認定者に障害者控除の申請書または認定書を自動的に送付していますか。

( ) 申請書を送付している → 2017年度( ) 件

( ) 認定書を送付している → 2017年度( ) 件

(○) 自動的に送付していない

3) 認定書の発行の要件

( ) 介護認定者のうち、要支援2以上は基本的に該当する

( ) 介護認定者のうち、要介護1以上は基本的に該当する

(○) 介護認定時の認定調査票または主治医の意見書で判断している

( ) 要介護認定を受けていない者に対しては、医師の証明書(意見書)の提出の上、判断している

(○) その他、次のような方法で判断している

【「状況確認表」による聞き取り(要介護認定を受けていない者や有効期間経過後の者)】

**2. 国民健康保険 担当課(健康福祉局保険年金課) 電話(052-972-2564)FAX(052-972-4148)**

(1) 国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)について

	区分	定義	2016年度	2017年度	2018年度
保険料・税率	所得割	旧但し書き額	× (9.42)%	× (10.08)%	× (9.94)%
	資産割	固定資産税額	× (-)%	× (-)%	× (-)%
	均等割	加入者1人につき	50,578 円	53,126 円	53,311 円
	平等割	1世帯につき	-円	-円	-円
1人当たり調定額(平均保険料)			87,210 円	算定中 円	-円
一般会計からの1人当たり法定外繰入額			18,107 円	算定中 円	12771 円

※2018年度の「一般会計からの1人当たり法定外繰入額」は、予算額をご記入ください。

(2) 保険料(税)の市町村独自の軽減・減免制度

1) 市町村独自の低所得者減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

・【特別軽減】保険料の減額に該当している世帯  
・【2割減免】保険料の減額が適用されていない世帯で、平成 29 年中の所得の合計が「66 万円 + (35 万円 × 被保険者数)」以下の世帯

2) 保険料(税)の収入減を理由にした減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

以下の条件をすべて満たす世帯  
・平成 29 年中の所得が 1,000 万円以下の世帯  
・今年(申請時点の年)の見込所得が 264 万円以下の世帯  
・今年(申請時点の年)の見込所得が平成 29 年中の所得の 8/10 以下に減少する世帯

(3) 資格証明書 ※2018年8月1日現在でご記入ください。

1) 資格証明書は交付していますか。 ( ) 交付していない (○) 交付している → ( 3,435) 世帯

2) 資格証明書を交付している場合、交付に当たっては、面接を実施していますか。

( ) 必ず面談している (○) 面談がなくても交付する場合がある ( ) その他

3) 資格証明書交付世帯のうち、高校生世代以下の子どもがいる世帯数・子ども数

世帯数( 369) 世帯 内、乳幼児(144) 人、小学生(215) 人、中学生(125) 人、高校生世代(142) 人

4) 資格証明書の交付除外で配慮している点がありますか。

(○) 国の基準どおり実施している

( ) 独自に配慮し、次の場合は交付対象から除外している

( ) 高校生世代以下の子どもがいる世帯

( ) 障害者・母子家庭等医療費助成制度の対象世帯

( ) 病弱者のいる世帯

( ) 次の場合は、交付対象から除外している

5) 資格証明書発行世帯で緊急時の短期保険証への切り替えについての基準をご記入ください。

世帯主等または医療機関等の申し出により、当該被保険者に入院加療を必要とする緊急の医療措置を必要とし、相当の医療費の負担が想定される時。  
世帯主等または医療機関等の申し出により、当該被保険者に日常生活に重大な支障が生じることが明らかで、医療措置を必要とし、相当の医療費の負担が想定される時。

(4) 短期保険証 ※2018年8月1日現在でご記入ください。

1) 有効期間別(交付時から有効期限が切れるまで)の交付数

※資格証明書交付世帯の高校生世代以下の短期保険証は除く

・1か月以内( )人 ・2か月( )人 ・3か月( )人 ・4か月( )人  
・5か月( )人 ・6か月( )人 ・1年( )人 ・その他(期間別の統計は取っていない。発行総世帯数 5,326 世帯)※平成 30 年 6 月末時点の世帯数を計上

2) 短期保険証発行の基準をご記入ください。

督促状の指定期限が経過した滞納保険料のある世帯

(5) 保険料(税)滞納者への差押えについて(2017年度)

1) 差し押さえの基準(督促状の指定期限が経過した滞納保険料のある世帯のうち差押可能な財産がある場合)

2) 分納者への対応(十分に滞納保険料を支払うことができると判断される世帯については、公平性の確保のため、滞納保険料の早期解消に向けた支払いを求めたうえで支払いがなければ差押をすることがある。)

3) 予告通知書の発行 ( 2,402) 件

4) 差押え件数 不動産( 24) 件 預貯金( 4,758) 件 生命保険( 376) 件(内学資保険(不明)件) その他( 720) 件( )

5) 競売による現金化 ( 1) 件

6) 徴収の猶予 申請件数( 0) 件、許可( 0) 件

7) 換価の猶予 申請件数( 0) 件、許可( 0) 件、職権( 0) 件

8) 滞納処分の停止 ( 2,247) 件

(6) 国保加入者だが、保険証・短期保険証・資格証明書が届いていない人数をご記入ください。

※2018年8月1日現在でご記入ください。

1) 交付した保険証・短期保険証の留め置き人数 ( 統計は取っていない ) 人

2) 保険証・短期保険証・資格証明書のいずれも交付していない未交付人数 ( ) 人

3) その他( )

(7) 国民健康保険法第44条の一部負担減免制度について

1) 一部負担減免制度を実施していますか。

(○) 実施している ( ) 検討中である ( ) 実施の予定がない

※2017年4月以降に制度が改正された場合は、改正された条例・要項を添付してください。

2) 実施している場合、

・生活保護基準を目安にした減免基準を設けていますか。

(○) 設けている ( ) 検討中である ( ) 設けていない

・生活保護基準を目安にした減免基準を満たしている場合、災害や事業・業務の休廃止、失業などによる収入の減少などに該当しなくても減免の対象となりますか。

( ) 生活保護基準を目安にした減免基準を満たしていれば、減免の対象となる。

(○) 生活保護基準を目安にした減免基準に加え、災害や事業・業務の休廃止、失業などによる収入の減少などの要件を満たす必要がある。

( ) その他( )

3) 相談・申請の実績(2017年度)

- ・自治体窓口(電話相談なども含む)への相談件数 (統計は取っていない)件
- ・申請件数 (6)件 ・減免件数 (6)件 ・減免金額 (3,295,974)円

(8) 高額療養費について

- 1) 申請勧奨 ( ) 自動払いしている ( ) 申請書を送付している  
(○) 通知ハガキを送付している

2) 支払件数(2017年度)

- ・高額療養費支給件数(113,681)件、金額(1,577,508,940)円
- ・高額療養費該当者の内、未申請件数(統計は取っていない)件、金額(統計は取っていない)円

(9) 国保運営協議会について

- 1) 運営協議会の公開 ( ) 公開していない (○) 公開している  
2) 運営協議会委員の公募枠 (○) ない ( ) ある → ( ) 人

**3. 税の滞納について 担当課(収納対策課) 電話(052-972-2357)FAX(052-972-4123)**

- (1) 滞納整理マニュアルはありますか (○) ある ( ) ない

(2) 滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について(2017年度)

- 1) 徴収の猶予について 申請件数(不明)件、許可件数(不明)件  
2) 換価の猶予の適用件数 申請件数(不明)件のうち許可件数(不明)件、職権件数(不明)件  
3) 滞納処分の停止の適用件数 (11,378)件

- (3) 地方税滞納整理機構に引き継いだ件数(2017年度内に引き継いだ件数) ( ) 件

- (4) 地方税滞納整理機構に引き継ぎをする基準

(3)～(5)については、地方税滞納整理機構に参加していないため、該当ありません。

1)、2)の申請件数の集計は行っておりません。許可件数、職権件数については、2018年5月31日時点の件数を集計中です。

- (5) 少額でも滞りなく分納している納税者も地方税滞納整理機構に引き継ぎますか  
( ) 引き継ぐ ( ) 引き継がない

**4. 生活保護 担当課(健康福祉局保護課) 電話(052-972-2552)FAX(052-972-4148)**

※ 生活保護利用者向けの説明パンフレット(生活保護のしおりなど)を添付してください。

(1) 生活保護の申請件数とその保護件数について

2017年度相談件数 (20,117)件、申請件数 (6,870)件、そのうち保護開始件数 (6,450)件

- (2) 2018年4月現在の受給世帯数と人数 (38,278)世帯、(48,054)人

(3) 外国人への生活保護制度および申請手続きに関する説明パンフレット等について

- 1) 外国語で生活保護相談者に配布するパンフレットや説明文書を整備していますか。  
(○) ある ( ) ない  
2) 整備されている言語(英語、スペイン語、中国語、ハングル語、フィリピン語、ポルトガル語)  
3) しおりや説明文書のホームページへの掲載( ) している (○) していない  
掲載ページアドレス( )

※以下は市のみお答えください

(4) 生活保護担当職員(ケースワーカー)及び1職員(同)当たりの担当受給者について

	生活保護担当職員について			1職員当たりの担当受給者数	
	正規職員数	生保担当の平均在任年数	非正規職員数	世帯数	人数
2017年4月現在	361人	3年7カ月	0人	106世帯	135人
2018年4月現在	365人	3年7カ月	0人	105世帯	132人

## 5. 福祉医療など

(1) 担当課(子ども青少年局子育て支援課) 電話(052-972-3083)FAX(052-972-4419)

(2) 担当課(健康福祉局障害企画課) 電話(052-972-2585)FAX(052-951-3999)

(2) 担当課(健康福祉局医療福祉課) 電話(052-972-2572)FAX(052-972-4148)

(1) 子ども医療費助成制度について、2018年4月1日時点の助成内容と変更している(予定含む)場合、ご記入ください。

(○)変更なし

( )変更あり → 変更内容・実施時期をご記入ください。

(変更時期) 年 月 日

(変更内容)

(2) 精神障害者医療費助成について、2018年4月1日時点の助成内容と変更している(予定含む)場合、ご記入ください。

(○)変更なし

( )変更あり → 変更内容・実施時期をご記入ください。

(変更時期) → ( 年 月 日)

(変更内容)

【通院】

【入院】

## 6. 子育て支援策

(1) 1～5) 担当課(子ども青少年局子ども未来企画室) 電話(052-972-2522)FAX(052-972-4204)

(1) 4) 担当課(健康福祉局保護課) 電話(052-972-2552)FAX(052-972-4148)

(1) 4)(2)(3) 担当課(教育委員会指導室) 電話(052-972-3236)FAX(052-972-4177)

(2) 担当課(教育委員会学事課) 電話(052-972-3217)FAX(052-972-4175)

(3) 担当課(教育委員会保健課) 電話(052-972-3247)FAX(052-972-4178)

(4) 1)(2) 担当課(子ども青少年局保育企画室) 電話(052-972-2524)FAX(052-972-4146)

(4) 3) 担当課(子ども青少年局保育運営課) 電話(052-972-2525)FAX(052-972-4116)

(1) 「子どもの貧困対策大綱」を受けた、自立支援計画について

1) 自立支援計画の有無について (○)ある(平成27年3月策定) ( )ない

2) 自立支援給付金事業について (○)実施(平成17年4月実施) ( )未実施

2017年度実績 (147)件 給付額(85,591,504)円

2018年度予算 (179)件 給付額(95,300,000)円

- 3) 日常生活支援事業について (○)実施(昭和 59 年 8 月実施) ( )未実施  
 2017年度実績 ( 86)件 支払給付額( 19,012,865)円  
 2018年度予算 ( 111)件 支払給付額( 27,601,000)円

4) 教育・学習支援について

- (健康福祉局担当分) (○)実施(2013 年 7 月実施) ( )未実施  
 2017年度実績 ( 32)カ所( 387)人 実施時期(4 月～3 月)  
 2018年度予算 ( 32)カ所( 384)人 実施時期(4 月～3 月)  
 (子ども青少年局担当分) (○)実施(平成 26 年 7 月実施) ( )未実施  
 2017年度実績 ( 143)カ所(定員 1,716)人 実施時期(通年)  
 2018年度予算 ( 150)カ所(定員 1,800)人 実施時期(通年) ※健康福祉局分を含む  
 (その他)

※ 学習指導支援講師配置校80校において、夏季休業中に特設講座(20時間)を実施

5) NPOなどが取り組む「無料塾」や「子ども食堂」への支援について

- ・「無料塾」への支援について ( )実施( 年 月実施) (○)未実施  
 2017年度実績 ( )カ所( )人、2018年度予算 ( )カ所( )人  
 支援方法( )
- ・「子ども食堂」への支援について (○)実施(平成 29 年 4 月実施) ( )未実施  
 2017年度実績 ( )カ所( )人、2018年度予算 ( )カ所( )人  
 支援方法(社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会に補助金を交付し、子ども食堂開設助成金の交付及び子ども食堂の啓発等)

(2) 就学援助

1) 保護者への広報はどのようにしていますか。

- (○)入学説明会 (○)入学式 (○)始業式 (○)ホームページ (○)市広報  
 (○)その他(区役所での児童扶養手当受給者に対する広報。転入学者等に対しては随時。)

※就学援助に関する保護者向けの案内文書を添付してください(昨年と同じ場合は結構です)。

2) 就学援助の認定対象基準をご記入ください。

生活保護基準額の( 1.0 )倍・金額( )円					
世帯の人数	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
所得基準額 (収入目安)	246万5千円 (376万円)	276万1千円 (412万円)	313万9千円 (460万円)	371万1千円 (531万円)	408万2千円 (578万円)

3) 2018年度生活保護基準引き下げに対して、どのように対応されますか。

- ( )就学援助認定基準を引き上げる【2017年度 倍 → 2018年度 倍】  
 ( )何もしていない  
 (○)その他(下欄にご記入ください)

所得基準の算出に、平成 25 年 4 月 1 日の生活保護基準を用いたため、生活保護基準見直しの影響は及ばなかった。

4) 就学援助の対象となる認定基準額または所得基準額(年額)をご記入ください。

- ・2人家族(母30歳代、子ども小学生の場合) … ( 2,465,000)円
- ・4人家族(父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合) … ( 3,139,000)円

5) 申請書の受付先 ( )市町村窓口 (○)学校 ( )窓口と学校のどちらも可

6) 民生委員の証明は必要ですか ( )必要 (○)不要

7) 就学援助受給者数・予算額をご記入ください。

	2017年度	2018年度
受給者数	21,945 人	23,006 人
受給割合	13.6%	14.2%
支給額	1,602,059,501 円	1,579,656 千円

※受給割合は、小数点第1位までご記入ください。  
 ※2017年度の支給額は見込み額をご記入ください。

8) 就学援助家庭の給食費の支払い方法 (○)現物支給 (○)償還払い ( )その他

9) 就学援助の項目について

- 学用品費 ( ) 体育実技用具費 入学準備金 通学用品費 通学費  
修学旅行費 ( ) クラブ活動費 ( ) 生徒会費 ( ) PTA会費 給食費  
校外活動費(宿泊を伴わないもの) 校外活動費(宿泊を伴うもの) 医療費  
日本スポーツ振興センター掛け金 ( ) めがね・コンタクトレンズ ( ) 卒業記念品  
その他( 学校生活管理指導表文書費 )

10) 就学援助の入学準備金の支給は、新学期前に実施していますか。

- 実施している 実施する予定(何時から:平成 31 年 4 月新入学者から) ( ) 実施しない  
 ※中学校入学前 ※小学校入学前

(3) 学校給食について

- 1) 給食費未納の児童・生徒も含め、全員が学校給食を食べていますか。(2018年度)
- 食べている ( ) 未納者には給食支給を停止している ( ) その他  
 ※給食費未納の児童・生徒への学校、自治体の対応(例:就学援助をすすめるなど)

経済的にお困りの方には、就学援助制度の利用を案内。

- 2) 給食費に自治体独自の補助を行っていますか。(例:半額補助、第2子以降無料など)
- 行っている 行っていない ( ) 検討中  
 ※行っている場合は、補助内容をご記入ください。

3) 給食の実施状況 ※中学校のうち、108校は民間調理場方式

	全校数	自校方式実施数		センター方式実施数		1食当たりの給食費
		直営	委託	直営	委託	
小学校	262校	246校	15校	校	校	226円
中学校	112校	校	3校	校	校	280(牛乳代別)円

(4) 保育について

- 1) 国が出した処遇改善Ⅱによって貴自治体の民間保育施設の人材確保に効果はありましたか。
- はい いいえ どちらとも言えない

理由( 活用に向けて検討中 )

- 2) 保育士確保ができず、定員まで児童を入所させられない実態はありますか。
- ある → 具体的に( )カ園の( )歳児で( )人  
ない

3) プール活動・水遊びの事故防止について

- ①自治体として監視人員配置の為の何らかの対策を行いましたか(配置の為の人員費補助・実際監視の人を送る・等々…)。

( 行っていない )

- ②監視人員が配置できず、例年よりプール遊びを縮小した等の実態調査は行いましたか。

( )はい (○)いいえ

行っていれば状況を教えてください。

( )

## 7. 障害者施策

(1) 担当課(健康福祉局障害企画課) 電話(052-972-2585)FAX(052-951-3999)

(1)~(10) 担当課(健康福祉局障害者支援課) 電話(052-972-2558)FAX(052-972-4149)

(1) 障害者手帳の交付数と受給者証の発行数(2017年度)

	身体	知的	精神	難病
手帳交付数	78,546 人	17,187 人	24,117 人	
障害福祉サービス 受給者証発行数	5,851 人	6,075 人	5,892 人	112 人

(2) 訪問系各サービスの支給状況について(2018年7月時点)

	支給者数(人)	昨年同月比(%)	最多支給時間数 (時間)	平均支給時間数 (時間)
居宅介護	7,436	107.2	793.5	38.4
重度訪問介護	1,498	99.6	1,140	159.9
行動援護	475	105.6	373	100.6
同行援護	873	102.0	291	56.4

※最多支給時間は2018年7月の1カ月。平均時間は1カ月あたりでご記入ください。

(3) 地域生活支援事業の移動支援

※最多支給時間は7月の1カ月。平均時間は1カ月あたりでご記入ください。

・支給者数( 6,805)人、最多支給時間数( 167)時間、平均支給時間数( 48.7)時間

(4) 計画相談支援の7月利用実績 ( 2,394)人

・相談支援専門員一人あたり平均担当者数( 把握していません )人、  
最大担当者数( 把握していません )人

(5) 介護保険サービスと障害福祉サービスの併給について

1) 併給をしている人の人数( 1,498)人(平成 29 年 4 月 30 日現在) ・対昨年同月比( 105.2)%

2) 併給している障害福祉サービスの居宅介護について

平均何時間支給していますか ( 48.7)時間

3) 介護保険の被保険者が障害福祉サービスを上乗せ利用する場合の条件(いずれかに○)

( ) 介護保険サービスのみで、必要なサービスを確保できない状況であれば、障害福祉サービスの上乗せが可能としている

(○) 上記に加え、何らかの条件を設けている

※どのような条件があるか、できるだけ詳しくご記入ください。

(例)・要支援の該当者は、障害福祉サービス上乗せができない。

・障害者手帳所持者(肢体不自由の身体障害者手帳1級所持者に限る)

・介護保険の要介護度が要介護5の者

・介護保険サービスの約半分以上を訪問介護が占めていること 等

要支援の該当者は、障害福祉サービス上乗せができない。

(6) 2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度の対象者数について

・2018年度対象予定者数 ( 約 650)人、7月1日現在の支給者数( 0)人

(7) 国制度に加え、独自の高齢障害者の利用者負担軽減制度の対象要件について  
 (○)ない  ( )ある(具体的に )

(8) 障害者グループホームについて

- ・グループホーム設置数( 136)カ所(平成 30 年 4 月 1 日現在)
- ・常勤換算1人以上を配置しているところ GH( )カ所中( )カ所
- ・夜勤体制をとっているところ ( )カ所
- ・宿直体制をとっているところ ( )カ所
- ・夜間通報体制をとっているところ ( )カ所
- ・夜勤体制を複数でおこなっているところ ( )カ所

} 未把握

(9) 入所施設について

- ・入所施設設置数 ( 16)カ所
- ・設置する施設の入所待機者数 ( 354)人 ※複数施設の場合は名寄せしてご記入ください。

(10) 県の補助ではなく、自治体独自でグループホームに対する補助

- (○)ある → ある場合どんな補助ですか(※別添資料参照)  
 ( )ない

**【2】国または愛知県に対して既に意見書・要望書を提出している項目と提出年月日を教えてください。**

※2017年9月以降の提出分をご記入ください。

	意見書・要望書の種類	提出年月日
国	①国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、十分な保険者支援を行うことを求める意見書・要望書	2018年8月8日
	②若い人も高齢者も安心できる年金制度を求める意見書・要望書	年 月 日
	③介護保険制度の改善を求める意見書・要望書	2018年7月10日
	④子どもの医療費無料制度創設を求める意見書・要望書	2018年7月
	⑤障害児・者の生きる基礎となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書・要望書	2018年7月5日① 2018年7月10日②
県	①福祉医療制度を守り、拡充を求める意見書・要望書	2017年11月
	②市町村国民健康保険への事業費補助金復活を求める意見書・要望書	2017年11月13日

\* 2017年9月以降に【2】に関する国または県に提出した意見書・要望書の写しを添付してください。

☆ご協力ありがとうございました。